



平成 25 年 12 月 10 日

各 位

会 社 名 スズキ株式会社  
代表者名 代表取締役 鈴木 修  
(コード番号 7269、東証第 1 部)  
問合せ先 広報部長 岡島 有孝  
電話番号 (053) 440-2030

**自己株式取得に係る事項の決定に関するお知らせ**  
**(会社法第 165 条第 2 項の規定による定款の定めに基づく自己株式の取得)**

当社は、平成 25 年 12 月 10 日開催の取締役会において、会社法第 165 条第 3 項の規定により読み替えて適用される同法第 156 条の規定に基づく自己株式取得に係る事項について決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 自己株式の取得を行う理由

当社は、平成 23 年 11 月 18 日、フォルクスワーゲン AG との業務提携及び相互資本関係に係る包括契約を解除しました。また、当社は、当該解除に伴い、平成 23 年 11 月 24 日、国際商業会議所国際仲裁裁判所におけるロンドンでの仲裁手続を開始しました。当社は、フォルクスワーゲン AG が保有する当社株式の当社又は当社の指定する第三者への処分を求めています。

上記解除に関して、当社がフォルクスワーゲン AG に対して当社株式の当社への売却を指定し、当社がフォルクスワーゲン AG から当社株式を買い付ける場合に、自己株式の取得を行うものであります。平成 24 年 12 月 11 日にお知らせした自己株式取得に係る事項の決定における取得期間が平成 25 年 12 月 10 日に終了することから、再度決議したものであります。

※ 上記包括契約の解除及び仲裁手続の開始の詳細については、平成 23 年 11 月 18 日付「フォルクスワーゲン AG との業務提携及び相互資本関係に係る包括契約の解除並びに自己株式取得に係る事項の決定に関するお知らせ（会社法第 165 条第 2 項の規定による定款の定めに基づく自己株式の取得）」並びに平成 23 年 11 月 24 日付「フォルクスワーゲン AG に対する仲裁申し立てに関するお知らせ」をご参照ください。

## 2. 取得に係る事項の内容

(1)取得する株式の種類	当社普通株式
(2)取得し得る株式の総数	112,210,000 株（上限、発行済株式総数（自己株式を除く）に対する割合 20.00%）
(3)株式の取得価額の総額	取得し得る株式の総数に、東京証券取引所における取得日の前営業日における終値を乗じた額
(4)取得期間	平成 25 年 12 月 11 日～平成 26 年 12 月 9 日
(5)取得方法	東京証券取引所の自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）における買付けの委託

(注 1) 具体的な取得の決定は、別途取締役会の決議を行う予定である。

(注 2) 上記仲裁の進展等により、取得し得る株式の総数が変更され、また、取得期間内に取得が行われない可能性がある。

(注 3) 取得予定株式数に相当する売付注文をもって買付を行う。

(ご参考) 平成 25 年 11 月 30 日時点の自己株式の保有状況

発行済株式総数（自己株式を除く）	561,041,657 株
自己株式数	5,647 株

以上